

富津市新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券事業
取扱店募集要項

1 趣旨

富津市が実施する「新型コロナウイルス感染症対策プレミアム付商品券事業」の取扱店を募集するため、必要な事項について定める。

2 取扱店の募集受付期間

令和2年9月25日（金）～令和2年10月20日（火）

3 商品券の利用期間

令和2年12月1日（火）～令和3年2月28日（日）

4 利用済み商品券の換金期間

令和2年12月2日（水）～令和3年3月12日（金）

換金方法 富津市商工会で利用済み商品券と引換に小切手を発行する。

5 商品券の利用制限

商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 不動産及び金融賞品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

6 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能とする。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止とする。

- (3) 商品券面額以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないこと。
- (4) 不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (6) 商品券の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者（富津市）は責を負わないものとする。

7 取扱店の登録資格

富津市内に新型コロナウイルス感染症対策を講じている事業所（店舗）を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する営業を行う者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に該当する暴力団及び同条第6号に該当する暴力団員が関与する者
- (4) 上記（1）～（3）のほか、対象外とすることが適当であると富津市が認めた者

8 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、掲示物（ポスター等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 使用される商品券が偽造でないか確認すること。明らかに偽造された商品券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、速やかに富津市へ報告すること。
- (3) 特定取引において商品券の受け取りを拒んではならない。
- (4) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策を講ずること。
- (6) 富津市及び富津市商工会と適切な連携体制を構築すること。

9 取扱店の登録方法

- (1) 取扱店の登録を希望する事業所等は、取扱店登録申請書を富津市商工会に提出しなければならない。
- (2) 富津市商工会は、申請のあった事業者を商品券取扱店登録台帳へ登録し整理する。
- (3) 富津市商工会は、登録した事業所等へ、取扱店であることの資材（ポスター等）を配付する。

10 取扱店の区分

- (1) 大型店 次のいずれかに該当する取扱店とする。
 - ア 延床面積1,000㎡以上の小売業を営業の主体としている店舗
 - イ 上記（ア）の店舗内で営業している店舗
- (2) 中小店 大型店以外の取扱店とする。

11 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とする。また、利用済み商品券の換金にかかる手数料は無料とする。

12 登録事項の変更

取扱店は登録事項に変更があったときは、速やかに富津市商工会に届け出るものとする。

13 取扱店資格の喪失

富津市は、本要項に定める行為に反する行為が認められた場合は、取扱店の登録を取り消すことができる。

14 取扱店募集の周知方法

- (1) 広報ふつつ掲載
- (2) 富津市ホームページ掲載
- (3) 富津市商工会ホームページ掲載

(4) その他

15 取扱店の周知

- (1) 購入対象者へ取扱店一覧を配布
- (2) 富津市ホームページに掲載
- (3) 富津商工会ホームページに掲載
- (4) その他

16 その他

- (1) 取扱店において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合は、その状況について、遅延なく富津市商工会に報告を行うこと。
- (2) 募集要項に記載のない事項または定めのない事項は、富津市がその対応を決定する。
- (3) 取扱店説明会を実施するので参加すること。